

# 神奈川県障害者スポーツサポーター事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者スポーツを支える人材を養成し、継続的な障がい者スポーツの振興を図るとともに、障がい者スポーツに対する理解を促進するため、神奈川県障害者スポーツサポーター事業（以下「サポーター事業」という。）の実施について、必要な事項を定める。

## (実施主体等)

第2条 この事業の実施主体は神奈川県とし、事業の運営は県が適当と認めた事業者が行う。

## (資格)

第3条 障害者スポーツサポーターとは、次に掲げる要件を全て満たす個人とする。

- (1) 県が実施する障害者スポーツサポーター養成講習会（以下、「養成講習会」という。）を受講し、障害者スポーツサポーターとして登録していること。
- (2) 神奈川県内に在住又は在勤、在学していること。
- (3) 障害者スポーツサポーターとして登録する年度の4月1日時点において、12歳以上であること。

## (障害者スポーツサポーターの活動内容)

第4条 障害者スポーツサポーターは、次に掲げる障がい者スポーツ事業のスタッフとして活動するものとする。

- (1) 県が実施する障がい者スポーツの普及イベント
- (2) 県が実施する障がい者スポーツ競技会
- (3) その他の競技会及び普及啓発事業等

## (養成講習会)

第5条 第3条第1号の養成講習会は、次のとおり開催し、養成講習会修了者には、修了証を交付するものとする。

- (1) 開催回数は4回以上とし、1回あたりの定員は25名程度とする。
- (2) 講習時間は、1回あたり10時間程度とする。
- (3) 講義内容は、障がい者の理解とスポーツ、ボランティア論、安全管理、障がい者との交流（実技を含む）等とする。
- (4) 開催場所は、神奈川県障がい福祉計画に基づく障がい保健福祉圏域8箇所のうち4箇所以上で開催するよう努める。

## (障害者スポーツサポーター登録)

第6条 養成講習会修了者は、県の障害者スポーツサポーターとして登録するものとする。

- 2 登録事項は氏名、住所、生年月日、連絡先とする。
- 3 障害者スポーツサポーターは、登録事項の変更があった場合、又は登録の取消しを希望する場合は、登録事項変更・取消届（様式1）を提出するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、サポーター事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年4月12日から施行する。